

原発事故による避難者が福島県外で安心して避難生活を継続し生活再建ができるよう、
「住まい」の確保を求める請願署名について

1, 請願とは？

請願とは参政権のひとつで、国や地方自治体に対して、請願署名という形で希望を伝える方法です。

請願内容に賛成する人の署名を集めて、議会議員の紹介を得て提出された請願書は、委員会の審査を経て、議会での採否が決定されます。

今回の請願署名は、地方議会宛として1枚、国会宛として参議院、衆議院に1枚としてまとめて署名を集めて提出します。従いまして、それぞれ1枚ずつ計2枚に署名をお願いいたします。

2, 今回の請願署名について

【署名について】

- ・住所記入欄には、都道府県名から番地まで、最後まで正確に書いてください。
- ・同じ地域で署名にご協力いただく場合、たとえば「埼玉県さいたま市」まで印刷しておき、町名以降を自筆で記述していただいても構いません。
- ・署名にあたっては、ボールペン等、文字の消えない筆記具をご利用ください。
- ・書き間違えた場合、二重線で訂正してください。（修正液などは使わないでください）
- ・署名用紙のFAXでの提出は無効となります。必ずご郵送ください。
- ・今回の請願署名は、複数の議長宛に提出しますが、事務局で集計後、コピーを取ってそれぞれの請願書に添付して提出します。

【請願署名が可能な方】

- ・年齢制限はありません。本人自筆の署名であれば、未成年でも署名が可能です。日本在住の外国国籍の方にもご記入いただけます。
(ただし、請願制度は参政権の一種となりますので、請願書の内容を読んで理解できることが必要です)
- ・障害のある方など、自筆で署名できない場合は代筆でもかまいませんが、その場合は（代筆者ではなく）ご本人の印鑑を代筆された氏名の横に押印してください。

【署名用紙について】

- ・署名用紙が足りない場合、お手数ですがコピーなどをしてご利用ください。
- ・署名欄は全て埋める必要はありません。1名だけの署名でも構いません。
- ・大勢の署名を集める場合、パソコンで裏面に署名欄を増やしていただくことも可能です。

<署名郵送先：取りまとめ窓口>

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂4-3-1-303

震災支援ネットワーク埼玉 事務局

電話：048-829-7400

E-Mail：desk@431279.com